

## 国際交流基金マドリッド日本文化センター図書館 貸出サービスの規則・利用方法

貸出冊数	4冊まで（教科書、小説、雑誌、マンガなどを含めて）
貸出期間	4週間まで
貸出期間延長	不可
図書予約	不可
連絡・問い合わせ	<a href="mailto:biblioteca@fundacionjapon.es">biblioteca@fundacionjapon.es</a> 電話での問い合わせはご遠慮ください。
運営時間	月～金 運営時間又は休日はWeb上の最終情報をご参照ください。
貸出サービスの対象	日本語教師（スペインまたはポルトガル国内で外国人を対象に日本語を教えている方）、研究者、日本語や日本文化の学習者。
郵送貸出サービス	マドリッド以外の地方在住の日本語教師限定。 郵送貸出の際は必ず「 <b>郵送貸出申込み書</b> 」にご記入ください。返却は図書の表紙/裏表紙を開くと、「返却期限日票」に返却期日のスタンプが押されていますので、期日までに、郵便局などを通じて返却の手続きをお願いします。郵便局や運送会社の受付印（消印）の日付を超えると返却遅延となりますので、ご注意ください。
会員カード	貸出サービスの登録者には会員カードを発行します。カードの提示がないと貸出サービスをご利用できません。 郵送貸出サービスをご利用の場合はカードに記載されている会員番号を「郵送貸出申込み書」に必ず記入してください。

以下の規則違反があった場合は、サービスの一部または全てがご利用できなくなりますので、ご注意ください。

規則違反	罰則
会員カードを忘れた/有効期限を過ぎている場合	貸出サービスが利用不可
3回以上カードを紛失した場合	自動的に会員資格を失い、貸出サービスのご利用ができなくなる
<b>返却遅延</b> （スタンプの日付超過の翌日から） 【注意：郵送貸出の場合は、返却期日は郵便局などの受付印（消印）と同日まで受け付けますが、超えた場合は <b>遅延</b> とみなします。】	貸出サービスを2週間利用不可
<b>返却遅延の連絡後、営業日5日経っても返却がない場合</b>	自動的に会員資格を失い、貸出サービスのご利用ができなくなる
3回以上返却遅延	自動的に会員資格を失い、貸出サービスのご利用ができなくなる
図書を破損（傷・汚れ・手書き・消した鉛筆の跡など）又は紛失した場合	破損、紛失した図書を同会員が購入し弁償

更新日：2021年10月28日。以上の利用規定は、予告なしに変更する場合があります。ご了承ください。  
Web上の最終更新ファイルをご参照ください：[www.fundacionjapon.es](http://www.fundacionjapon.es) → BIBLIOTECA